

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	古河機械金属株式会社			コード	5715
提出日	2020/6/1	異動（予定）日	2020/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が提出されるため。 また、社外役員に関する個別の記載内容に訂正・変更があるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	手島達也	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	迎陽一	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	西野和美	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	上野徹郎	社外監査役	○							△			△	△			訂正・変更	有
5	山下雅之	社外監査役								△							訂正・変更	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	手島達也氏は、2017年6月まで東邦亜鉛株式会社に業務執行者として勤務し、現在は同社の非業務執行の相談役を務めております。 同社は、当社グループの取引先であり、同社と当社グループとの間には、化成品およびポンプ製品売買の取引関係があります。	手島達也氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営陣から独立した客観的な視点で、当社の経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。 同氏が業務執行者として勤務していた東邦亜鉛株式会社は、当社グループの取引先ですが、取引額は当該事業年度における当社グループおよび同社それぞれの売上高の2％未満です。 したがって、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および「4.補足説明」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、独立性があると判断しております。 なお、2020年6月をもって、同氏が東邦亜鉛株式会社の業務執行者を退いてから3年が経過します。
2	該当なし	迎陽氏は、長年にわたり経済産業省において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営に携わるなど、幅広い経験と知識を有しております。更に、人格、識見ともに高く、経営陣から独立した客観的な視点で、当社の経営に対して有用な助言と適切な監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および「4.補足説明」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、独立性があると判断しております。
3	該当なし	西野和美氏は、一橋大学大学院准教授として経営戦略論等を専門分野としており、特にビジネスモデル分析、新規事業創出の論理、製品開発マネジメントに関する専門的な知識と実践的な研究成果を有しております。これらに基づき、経営陣から独立した客観的、専門的かつ多様性に富んだ視点から、当社の経営に対して有用な助言と適切な監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および「4.補足説明」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、独立性があると判断しております。
4	上野徹郎氏は、2011年3月まで株式会社みずほ銀行に業務執行者として勤務し、その後、2012年6月まで中央不動産株式会社に業務執行者として勤務しました。 株式会社みずほ銀行は、当社グループの主要な取引先であり、同行と当社グループとの間には、資金の借入れの取引関係があります。また、同行は、当社株式592千株（持株比率1.51％）を所有しております。 中央不動産株式会社は、当社グループの取引先であり、同社と当社グループとの間には、不動産鑑定委託の取引関係があります。また、同社は、当社株式687千株（持株比率1.75％）を所有しております。 同氏は、2018年6月まで清和綜合建物株式会社に業務執行者として勤務し、現在は同社の非業務執行の特別顧問を務めております。同社は、当社グループの取引先であり、同社と当社グループとの間には、同社保有ビルの賃貸借の取引関係があります。また、同社は、当社株式1,503千株（持株比率3.83％）を所有しており、当社グループは、同社株式50千株（持株比率11.39％）を所有しております。 なお、同社の社外取締役に、当社相談役である相馬信義が就任しております。	上野徹郎氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、当社の経営陣から独立した立場で実効的な監査を行っていただくため、社外監査役として選任しております。 同氏が業務執行者として勤務していた株式会社みずほ銀行は、当社グループの主要な取引先ですが、同氏が業務執行者を退いてから3年以上が経過しております。また、同氏が過去3年以内に業務執行者として勤務していた清和綜合建物株式会社は、当社グループの取引先ですが、取引額は当該事業年度における当社グループおよび同社それぞれの売上高の2％未満です。 したがって、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および「4.補足説明」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、独立性があると判断しております。
5	山下雅之氏は、2018年3月まで朝日生命保険相互会社に業務執行者として勤務しました。 同社は、当社グループの主要な取引先であり、同社と当社グループとの間には、資金の借入れの取引関係があります。また、同社は、当社株式2,373千株（持株比率6.05％）を所有しております。	山下雅之氏は、金融機関での豊富な経験と他社における社外監査役としての実績を有しており、それらを当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

4. 補足説明

当社グループの社外役員（社外取締役および社外監査役。候補者を含みます。）の独立性に関する基準として、以下の事項に該当しないことと定めています。 【社外役員の独立性基準】 (1) 当社グループの業務執行取締役および従業員 (2) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2％超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者 (3) 当社グループの主要な取引先（当社グループが製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2％超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者 (4) 当社グループの主要な借入先（その借入額が当社グループの直近事業年度における連結総資産の2％超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者 (5) 当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者 (6) 当社の10％以上の議決権を保有する株主（法人の場合には、その業務執行取締役、執行役および従業員） (7) 上記(1)から(6)に過去3年以内に該当していた者 (8) 上記(1)から(7)に該当する者の二親等内の親族

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。